

『令和6年度保育利用版 利用のご案内』一部取扱い変更について

令和6年4月より、「令和6年度保育利用版 利用のご案内」（令和5年10月発行）の掲載内容の取扱いが一部変更となります。

○変更箇所

・P4 2行目～ ②「2 妊娠、出産」について

【旧】ただし、生まれたお子さんの出産月よりも前から保育施設を利用しており、かつ次のいずれかに該当する場合は継続利用を可能としています。

- 「9 育児休業」へ変更する場合
- 生まれたお子さんの預け先があって「1 就労」へ変更する場合

【新】ただし、生まれたお子さんの産後8週時点で既に保育施設を利用しており、かつ次のいずれかに該当する場合は継続利用を可能としています。

- 「9 育児休業」へ変更する場合
- 生まれたお子さんの預け先があって「1 就労」へ変更する場合

・P4 31行目～ ⑦「9 育児休業」について

【旧】育児休業中は本来、保育を必要とする理由に該当しませんが、育児休業の対象となるお子さんの出産月よりも前から保育施設を利用しているお子さん（育児休業の対象となるお子さんを除く）が、次のいずれかに該当する場合は、保護者の希望により特例で継続利用を可能としています。

- 育児休業取得時の年度初日において、満3歳以上である場合
- 育児休業取得時の年度初日において、満3歳未満であって、育児休業の対象となるお子さんが満1歳となるまでに復職（入所申し込み）することに同意した場合

【新】育児休業中は本来、保育を必要とする理由に該当しませんが、育児休業の対象となるお子さんの育児休業取得時に、既に保育施設を利用しているお子さん（育児休業の対象となるお子さんを除く）が、次のいずれかに該当する場合は、保護者の希望により特例で継続利用を可能としています。

- ~~育児休業取得時の年度初日において、満3歳以上である場合~~
- ~~育児休業取得時の年度初日において、満3歳未満であって、育児休業の対象となるお子さんが満1歳となるまでに復職（入所申し込み）することに同意した場合~~

・P7 37行目～ ③育児休業明けの申し込みについて

【旧】育児休業の対象となるお子さんが満1歳となるまでに復職することを条件に特例利用している場合、4月入所の申し込み時は「育児休業の延長も可能であるため、利用調整の際に選考順位が最下位になっても構わない」を選択することはできません。

【新】全文削除